

兵庫県失語症者向け意思疎通支援者養成講座  
個人情報保護に関する受講者ガイドライン

## I. 基本原則

平成 17 年 4 月より施行された個人情報保護法は、当講習会にも適応されるものである。受講者は講座および実習時に知り得た個人情報を第三者に漏えいしたり、使用したりしてはならない。講座および実習に付随して発生する報告書や書類においては、この「個人情報保護に関する受講者ガイドライン」を遵守して記載する。

## II. 情報の記載方法

当講座では、「受講者用実習ノート」や「実習報告シート」の提出があり、これらの情報の記載には注意が必要である。当事者・家族などが特定できないよう記号化して記載する。（記載例参照）不明な点は、実習担当言語聴覚士に相談すること。

### 《記載例》

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 氏名    | A さん、A 氏               |
| 住所    | B 市、C 町                |
| 年齢    | 40 歳代、50 歳代後半          |
| 職歴・学歴 | 商社勤務、D 社にて勤務、E 高校卒業    |
| その他   | 電話番号、メールアドレスなどは一切記載しない |

## III. 記録の保管と処分

当事者・家族などについて記載された情報媒体は全て処分する。処分する場合は丸めて捨てるなどではなく、元に復することの無いよう細かく裁断処理する。

### 1. 書類の保管について

実習期間中、受講者用実習ノートや実習報告シートは受講者が保管する。

### 2. 実習中のメモについて

実習の際に受講者あるいは当事者が記載した会話内容やメモに関しては、持ち帰ることを禁じる。

### 3. パソコンやスマートフォンなどの電子記録媒体について

パソコンの HD、USB メモリ、SD カードなど電子記録媒体に記録する場合も記号化が必要である。記録したデータを保存した場合、実習終了後にはその内容を破棄しなければならない。

## IV. 情報の管理について

当事者情報が記載された記録は厳重に管理する。人目につく場所に放置したり、電車などの交通機関内で開いたりしない。また、パソコンやスマートフォンのセキュリティ管理には万全を期し、実習で知り得た個人情報を SNS やインターネット上に載せない。